

市施設への電気自動車充電器設置による充電インフラの促進について

1 報告趣旨

ゼロカーボンシティ実現に向け、電気自動車の普及及び充電インフラの促進を図るため、民間事業者により再生電力による電気自動車充電器を市施設に設置するため報告する。

2 報告内容

(1) 設置手法

充電サービス事業者と本市が協定を締結し、場所の提供により市の負担なく電気自動車充電器を設置・運用する。

(2) 事業者選定

事業者選定にあたっては、公募により以下条件を満たすことのできる事業者に決定する。

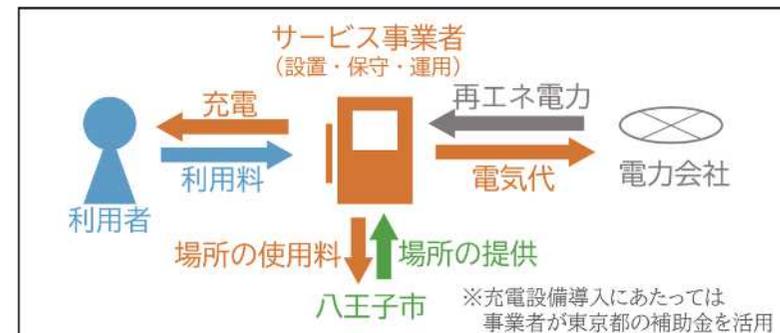


図 設置手法

公募内容	条件
設置・保守・運用、終了後の撤去	事業者負担
再生電力での供給	供給可
行政財産使用料の支払い	支払可

(3) 事業期間

契約締結後から概ね 8 年間とする。

(4) 充電器の種類

利用者の利便性を鑑み、充電時間の早い急速充電器を設置する。

区分	急速充電器(今回設置)	普通充電器
イメージ		
出力	50kW～	3～6kW
25kWh充電に かかる時間 (約200km走行量)	約30分～ 出力が高いほど短くなる 120kWなら約12分	約8～4時間

(5) 設置予定箇所

14 施設を対象とする。(設置箇所については、今後関係所管と調整)

区分	施設	区分	施設
市民センター	由木中央	公園	上柚木公園
	横山南		長池公園
	元八王子		戸吹スポーツ公園
	恩方	庁舎	市役所本庁
	石川	図書館	川口図書館
体育館	甲の原体育館	その他	東浅川交通公園
	富士森体育館		絹の道資料館

(6) 想定される効果

- ア 充電インフラの促進により、電気自動車等利用者の利便性向上とともに、電気自動車等の購入(EV シフト)の後押しができる。
- イ 再エネ電力を活用した充電により、化石燃料由来の二酸化炭素排出量の削減が図れる。

(7) 今後のスケジュール

- 令和 6 年(2024 年) 11 月中旬 事業者決定・契約締結
- 12 月下旬 東京都補助金申請(サービス事業者が実施)
- 令和 7 年(2025 年) 1 月以降 電気自動車充電器設置